

エコロジカル・デモクラシー財団  
寄付金等取扱規程

---

(目的)

第1条 この規程は、この法人（以下「本財団」という）の定款を補足する細則として、本財団が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金等の種類)

第2条 本財団が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
  - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 この法人は常時、寄附金を募ることができる。

(受入基準)

第3条 本財団は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
  - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
  - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
  - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
  - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
  - ホ その他理事会が本財団の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金等を受け入れることにより、本財団の事業、財政、又は名誉に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき。

(受入手続)

第4条 一般寄付金または特定寄付金を本財団に寄付しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて申し込みを行う。

2 特定寄付金について寄付者から資金用途および寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 本財団は、寄附金の申込を受理したときは、第3条の基準に該当しないこと確認し、寄附金等の受け入れを行う。

4 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(受領書等の送付)

第5条 本財団は、一般寄付金または特定寄付金を受領したときは、寄付者の希望に応じて、受領を証する書類または電磁的記録（以下、「受領書」という。）と、感謝状を寄付者に交付または送信する。

2 前項の受領書には、本財団の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載する。

(寄附金の使途)

第6条 一般寄附金は、50パーセント以上を公益目的事業に使用するものとする。但し、管理費に使用すべき金額については50パーセント未満でなければならない。

2 特定寄附金は、70パーセント以上を寄附者の特定した使途に使用するものとする。但し、管理費に使用すべき金額については30パーセント未満でなければならない。

3 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

(寄付金使途の報告)

第7条 本財団は、寄付金の支出が完了した時には、当該寄付金の収支に係る収支決算書および当該支出による成果等を記載した報告書または電磁的記録を寄付者に交付または送信するものとする。ただし、本財団のウェブサイト上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第8条 本財団が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置きおよび閲覧等の措置を講じるものとする

(個人情報保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程は2018年5月24日から施行する（2018年5月23日理事会決議）。